平成２７年（フ）第３１８７号
大阪府高槻市玉川２丁目24番301号、前住所大阪府茨木市西太田町32番12号
債務者　南　　和海
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１９０号
大阪市福島区大開１丁目４番10号
債務者　山口　秀子
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２２８号
大阪市平野区長吉長原東１丁目３番11―401号
債務者　中江　貞子
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２３０号
大阪市浪速区塩草２丁目３番10―407号
債務者　大西　嘉明
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２４４号
大阪市淀川区田川北１丁目９番22号
債務者　深澤　　永
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３３０号
大阪市西成区千本北１丁目18番21号浜口ハイツ７号、前住所大阪市平野区喜連３丁目４番30号208
債務者　安井眞佐夫
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４２号
奈良県大和高田市大字築山140番地６
債務者　仲川　雅士
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１６５号
奈良県大和高田市大字市場743番地３
債務者　東口　由香（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１６７号
奈良県香芝市瓦口568番地６
債務者　坂岡　えり
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１７０号
奈良県橿原市西池尻町355番地の６　ヒロタマンション西25
債務者　前田　敏子
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１７１号
奈良県橿原市西池尻町355番地の６　ヒロタマンション西25
債務者　前田　　司
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第５９８号
さいたま市桜区道場１丁目８番19号　コスモハイツ86M―２・202号
債務者　松浦　美香（旧姓西尾）
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７３０号
埼玉県久喜市栗原４丁目２番地２　フルールＳＥＫＩＮＥ　Ａ棟202
債務者　久末　啓介
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７３２号
さいたま市大宮区堀の内町３丁目188番地百瀬荘103号
債務者　秋元　亮司
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７８４号
埼玉県上尾市大字上741番地１　しらこばと団地21―202、旧住所埼玉県幸手市栄４番14―108号
債務者　照井　　繁
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７９０号
埼玉県川口市上青木４丁目20番21号　アルカディアコート102号
債務者　芳野　邦彦
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８３８号
埼玉県川口市領家３丁目13番15―703号　領家高層市営住宅
債務者　桑原三晶子
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係